

韓国知的財産ニュース 2022年5月後期

(No. 463)

発行年月日：2022年6月3日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、5月16日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 「デザイン保護法」・「実用新案法」の改正案、国会本会議を通過
- 1-2 「発明教育の活性化及び支援に関する法律」の改正案、5月28日国会本会議を通過

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、365日24時間相談できる「特許相談チャットボット」サービスを提供
- 2-2 韓国特許庁、国際機関と協力して知的財産と産業発展に対する教育を実施
- 2-3 メタバース分野のデザインを保護するために現場の意見を聴く！
- 2-4 大韓民国の明日を変える発明技術、1位に「人工知能」が選定
- 2-5 パブリシティー権の保護に向けた改正不正競争防止法の説明会を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 生分解性プラスチック関連特許出願、5年で2倍増加
- 5-2 日増しに普及しているキオスク端末、中小企業がけん引する！
- 5-3 合成皮革、動物福祉にエコを加える

法律、制度関連

1-1 「デザイン保護法」・「実用新案法」の改正案、国会本会議を通過

韓国特許庁（2022. 5. 30.）

デザイン権・実用新案権侵害罪、被害者の告訴なくとも捜査が可能になる

韓国特許庁は、デザイン権・実用新案権侵害行為に対して被害者の告訴がなくとも捜査できるようにするデザイン保護法・実用新案法の改正案が国会本会議を通過したと発表した。

これまで、デザイン権・実用新案権侵害罪は、被害者が犯人を知った日から6か月以内に告訴しなければならない「親告罪」として規定され、告訴期間が徒過すれば、被害者が刑事救済を受けることができなかった。今回の改正で権利者は6か月の告訴期間の制限なしに侵害者を告訴することができ、それに伴う捜査および刑事救済を受けることができるようになって、デザイン権・実用新案権者への保護が一層強化された。

特に、親告罪は被害者の告訴がなければ捜査ができないため、捜査機関が権利の侵害事実を知りながら積極的に捜査を進めることができないという問題があった。今回の法改正でデザイン権・実用新案権侵害罪が「反意思不罰罪」に転換されたことを受け、権利者の告訴がなくとも捜査機関が捜査を進める一方で、被害者が処罰を望まない場合は被害者の意思を尊重するようにした。これにより、権利者が法的知識の不足等のため適時に対応できない場合にも捜査機関が職権で捜査できるようになり、被害の予防や回復を図ることができると期待される。

【(参考) 親告罪と反意思不罰罪の比較】

区分	親告罪	反意思不罰罪
告訴期間の制限	○（6か月）	×
捜査機関の職権捜査	×	○
被害者の意思に反する処罰	×	×

今回の改正は、2020年に特許権侵害罪を「親告罪」から「反意思不罰罪」に変更した特許法の改正事項をデザイン権・実用新案権にまで拡大したものである。今回の法改正で、韓国国内ですべての産業財産権侵害罪は告訴期間の制限がなくなった（※）。改正法は来月開催される国务会議を経て公布され、それと同時に施行される予定であり、施行日以降に発生した犯罪から適用される。

※特許、実用新案、デザイン権侵害罪：反意思不罰罪、商標権侵害罪：非親告罪

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回の改正を通じてデザイン権・実用新案権等知的財産権に対する保護が強化されるだろう」とし、「特許庁はこれからも経済安全保障の中心である韓国企業の知的財産保護を強化するために持続的に取り組んでいきたい」と述べた。

1-2 「発明教育の活性化及び支援に関する法律」の改正案、5月28日国会本会議を通過

韓国特許庁（2022.5.30.）

発明教育も地方時代！広域発明教育支援センターの構築を推進

体験・深化発明教育を専門的に行うための広域発明教育支援センターの構築が推進され、全国どこでも質の高い発明教育が可能になる見通しである。このために、発明教育の活性化に向けた施策を樹立・施行すべき国・自治体の責務を法に明示し、全国に設置されている小規模発明教育センター（207か所）の運営体系を圏域別の広域発明教育支援センター中心に改編し、専門性を備えた専任教師の配置も義務付けられる。

韓国特許庁は、教育現場での発明教育の拡大・強化に向け、このような内容を盛り込んだ「発明教育の活性化及び支援に関する法律」の一部改正案が5月28日土曜日に国会本会議を通過（※）したと発表した。

※2022年6月中に改正法律案を公布→2022年12月中に施行予定

韓国政府は未来創意・融合人材育成の中心である発明教育を一層強化するために、市・道教育庁協議体、政策コンサートなどを通じて部処、教育界、学界、生徒からのさまざまな意見を積極的に受け入れ、このような過程を経て作成された本改正案の主要内容は次のとおりである。

① 法律の目的および発明教育に対する定義の規定を拡大した。

発明教育法の目的を、国民の発明活動による創造力の向上のほか、「産業財産権に対する理解の増進」まで拡大し、発明教育の定義も、創造力を開発し発明を生活化する教育から「新しい発明を権利化する教育」まで拡大した。発明教育が単なる体験活動にとどまらず、発明品の権利化や産業財産権基盤の創業など、新たな飛躍のために必要な幅広い教育目的を達成できると期待される。

② 発明教育に対する国・自治体等の責務が与えられた。

国と自治体が発明教育の活性化に向けた施策を樹立し、施行するよう責務規定（自治体は条例で定める）を明示的に設けており、学校レベルの発明教育活動の奨励に関する義務規定と生涯教育課程に産業財産権教育が含まれるよう根拠規定を新設した。現在、全国 17 の市・道のうちソウルなど 8 の市・道だけが発明教育関連条例を施行しているが、今回の改正により、条例制定の根拠が設けられ、地域の発明教育の活性化が期待される。

③ 専門発明教員の育成に向けて専門教員の育成および認証制度を導入する。

教育大学・師範大学で発明教育専門教員の輩出に必要な教育課程の運営、教科・学科の開設などの支援根拠が新設され、専門的な発明教員を育成できる土台が作られた。優れた発明教育能力を備えた発明教師を認証できる認証制度（※）も法制化され、発明教員の専門性も一層強化されるものと期待される。

※発明教師認証制度は、2013 年から今まで特許庁事業規定を根拠に施行

④ 発明教育支援組織および体系を改編する。

体系的な発明教育を提供するために発明教育の拠点である発明教育センターの運営体系を特許庁（発明振興会）・広域発明教育支援センター・発明教育センターの 3 段階体系に改編した。加えて、センター運営の充実化および発明教育の品質向上に向けてセンターに専任教員の確保を義務付けた。小規模発明教育センターによる基礎教育から圏域別の広域発明教育支援センターによる専門的な体験・深化教育まで、全国どこでも公正な発明教育の機会を享受できると予想される。

※現在、特許庁（発明振興会）・発明教育センターの 2 段階で運営中

※※（広域センターの役割）市・道発明教育センターの総括、体験・深化発明教育、市・道所属教員への教育

本改正法案を代表発議した国会議員は「急変する時期に、国の競争力を育てる道は、クリエイティブな人材の育成と知的財産権の確保による高付加価値の創出にある」とした上で、「発明教育が創造力を開発し、発明を生活化することを超えて、新しい発明を権利化し活用する融合教育に拡大するために今後も立法府としての役割を果たす」と述べた。

特許庁の産業財産政策局長は「今回の改正案を通じて発明教育の活性化に向けた国と自治体等の責務が制度的に設けられたという点でその意義がとても大きい」とし、「これからも発明教育に対する体系的支援とクリエイティブな人材の育成に向けた努力を惜しまない計画だ」と話した。また、「未来社会に適した人材を育成するために、全国どこでも専門性を備えた教員による発明教育が可能な体系を作っていきたい」と付け加えた。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、365日24時間相談できる「特許相談チャットボット」サービスを提供

韓国特許庁（2022.5.16.）

特許相談？いつでも聞いてください！

韓国特許庁は「特許相談チャットボット」を通じた特許、実用新案、デザイン、商標等の知的財産権関連相談サービスを5月17日火曜日から提供すると発表した。特許庁特許顧客相談センターのカウンセラーによる相談サービスは、業務時間にのみ利用可能であるためサービス利用に時間的制約があったが、チャットボットサービスを通じて24時間オンライン相談ができるようになる。

チャットボットは数万個の質問と回答のデータベース（※）で学習され、質問をすれば人工知能が最も適した回答を探して提示する。特許相談チャットボットの画面構成は、SNSのトーク画面と同じであり、互いに対話するように相談することができる。

※10のサービス項目で構築：知的財産案内、申請準備事項、出願、審査、登録、審判、手数料、オンラインサービス、国際出願、サービス支援

特許庁の調査によると、相談者がよくする質問は特許申請方法、特許顧客番号発給方法、出願費用など、手続きに関する内容がほとんどである。そのため、相談者がよくする質問に対する別のコーナーをチャットボットに設けており、他にも特許、実用新案、デザイン、商標等の知的財産権の紹介や出願、審査、登録、審判および手数料などに関する分野の相談も可能である。

特許相談チャットボットは、PCまたは携帯電話を通じて特許顧客相談センターウェブサイト（www.kipo.go.kr）や行政安全部が運営している国民秘書チャットボット（www.chatbot.ips.go.kr）から別途の会員登録手続きなしに利用できる。

特許庁の情報顧客支援局局長は「特許相談チャットボットは、数年間の相談事例を分析して構築されており、構築された資料を持続的にアップデートして、相談者が時間にとらわれず便利に質の良い相談サービスを受けられるよう取り組んでいきたい」と述べた。

2-2 韓国特許庁、国際機関と協力して知的財産と産業発展に対する教育を実施

韓国特許庁 (2022. 5. 16.)

WIPO、UNIDO、韓国特許戦略開発院と共同で途上国の産業部公務員向け教育を実施

韓国特許庁は、世界知的所有権機関 (WIPO)、国際連合工業開発機関 (UNIDO)、韓国特許戦略開発院と共同で「知的財産が主導する持続可能な産業発展」の教育課程を5月16日から5日間オンラインで運営すると発表した。今回の教育課程は、11の発展途上国産業部の公務員を対象に行われ、今後、途上国が産業発展政策を樹立する上で知的財産活用方策の議論を促すために設けられた。

※ (参加国) ベトナム、タイ、インドネシア、バングラデシュ、ミャンマー、スリランカ、ラオス、フィリピン、マレーシア、ネパール、イラン

今回の教育課程は、産業発展および知的財産に関する国際動向、産業発展の側面からの知的財産の重要性、産業発展に向けた知的財産活用戦略など、知的財産と産業発展が融合した内容で構成されている。これが数年間成功裏に実施される場合、コロナ禍やデジタルトランスフォーメーションなどによって深化している先進国と途上国間の格差解消に一役買い、世界知的所有権機関 (WIPO) 韓国信託基金による新しい知的財産権関連途上国支援の成功事例として記録され、国際機関での韓国の地位強化にも貢献すると予想される。

一方、特許庁は世界知的所有権機関 (WIPO) での影響力拡大と外交力増進のために、世界知的所有権機関 (WIPO) 韓国信託基金の了解覚書 (MOU) を締結 (2004) し、現在まで約150億ウォンを出捐してきた。途上国の知的財産に対する認識の向上と能力強化に向けた教育、途上国での発明大会の開催およびオン・オフライン教育コンテンツの開発・普及などを行っており、このような知的財産関連途上国支援事業は、世界知的所有権機関 (WIPO) および加盟国から高く評価されている。

特許庁の産業財産保護協力局長は「1970年以降、韓国の特許出願件数と国内総生産 (GDP) 規模の間で明確な相関関係を示している」とし、「今後、韓国の知的財産権を活用した発展経験やノウハウを途上国と積極的に共有し、国家の品格にふさわしい先進国型国際開発協力を推進していきたい」と述べた。

2-3 メタバース分野のデザインを保護するために現場の意見を聴く！

韓国特許庁 (2022. 5. 17.)

韓国特許庁、メタバースデザイン専門家協議体を開いて制度改善を議論

韓国特許庁は、メタバースのデザインを保護するための制度改善案を作成するために、「メタバースデザイン専門家協議体（以下、協議体）」の1次会議を韓国デザイン振興院で5月18日水曜日午後2時から開催すると発表した。

【協議体の概要】

日時・場所：2022年5月18日水曜日、午後2時、韓国デザイン振興院

主要参加者：

- （企業）キム・ジユン代表（LENGED）、シン・スジン代表（SJ CLO）、ハン・ギギュビジネスマネージャー（NAVER Z）、ペ・オギョル対外協力チーム長（Nike Korea）など
- （法曹界）キム・ウン弁理士、チョウ・ヒウ弁護士など
- （学界）イ・ヨンジュン教授（弘益大学校）、キム・ボソプ教授（高麗大学校）、チョン・ジョンファ副研究委員（韓国知識財産研究院）など

今回の協議体は、メタバースデザインの実務者をはじめ、メタバースプラットフォームの提供・活用企業、法曹界および学界の専門家等で構成された。特許庁が先にデザイン保護法によるデジタルデザイン保護の現況およびメタバースデザイン権の争点事例などを発表し、次いで協議体に参加した専門家の意見の収集および討論が行われる予定である。

協議体は、専門家の分野別に分科を構成し、3回にわたって協議体の会議を開催する計画であり、特許庁は、メタバース関連教育およびセミナーなど、さまざまな分野での協力を続けていく予定である。

特許庁の商標デザイン審査局長は「メタバースデザイン専門家協議体の運営を通じて現場の専門家の意見を積極的に集め、デジタルトランスフォーメーション時代にふさわしいデザイン保護法の改正を推進していきたい」と述べた。

2-4 大韓民国の明日を変える発明技術、1位に「人工知能」が選定

韓国特許庁（2022.5.18.）

韓国特許庁、国民が選んだ「大韓民国の明日を変える10大発明技術」を選定
新政権が未来戦略産業に育てるとした技術分野に国民のコンセンサスを確認

大韓民国の明日を変える発明技術の1位に「人工知能（AI）」が選ばれた。

韓国特許庁は、第57回発明の日（2022.5.19）を迎え、国民が選んだ「大韓民国の明日を変える10大発明技術」を選定し発表した。1位の人工知能技術に次いで2位にはロボッ

ト、3位には未来自動車が選ばれ、水素（4位）、エネルギー（5位）などがそれに次いだ。生命工学（バイオ）、宇宙・航空、新素材、バッテリー、半導体技術もトップ10に名を連ねた。

※発明人の士気高揚と国民の発明意識の向上に向け、測雨器の発明・普及を記念する5月19日を1957年から法定記念日として制定

国民投票（※）は今年の発明の日のスローガン「#発明 #明日を開く #大韓民国を変える」に合わせて、技術覇権争いの中で発明の重要性を知らせるために行われた。今月9日から15日まで特許庁のフェイスブックと政策メールを通じて国民の意見を集めた今回の投票には計768人が参加し、2,213個の有効回答を得た。

※ディスプレイ、ロボット、未来自動車、生命工学（バイオ）、半導体、バッテリー、サイバーセキュリティ、水素、スーパーコンピューター、新素材、量子、エネルギー、宇宙・航空、人工知能（AI）、通信（5G・6G）など、次世代発明技術の中から3つを選択する方式で実施

国民が選んだ大韓民国の明日を変える発明技術（※）1～5位を見ると、次のとおりである。

人工知能（※）技術は有効回答全体の15.1%を占め、大韓民国の明日を変える発明技術1位に選ばれた。人工知能技術分野で韓国の特許出願件数は世界4位の水準（※）である。人工知能技術は、新政権が半導体、バッテリー等の技術とともに超格差を確保するため未来戦略産業として育成することにした技術分野である。

2位に上ったロボット技術は有効回答の13.8%を占めた。ロボット技術は、新政権が世界3大強国への飛躍などを中長期ビジョンとして提示した技術分野である。

3位の未来自動車技術は有効回答全体の10.4%を占めた。未来自動車は、電気自動車や自動運転車など、世界的に市場が急増している分野であり、韓国もコア分野の標準特許を確保するため積極的に支援に取り組んでいる技術分野である。

他にも、4位には水素技術、5位にはエネルギー技術などが選ばれた。

※世界知的所有権機関（WIPO）Technology Trends 2019

米国、中国、日本などの主要国も人工知能等の主要技術をコア科学技術および先端産業分野として選定・支援することで技術覇権時代に対応している。特許庁の国民投票の結果も、新政権が経済安全保障、国家競争力の向上に向けて育成する未来戦略産業分野に対して大きく共感していることがわかった。

※米国イノベーション・競争法、中国第14次5か年規画、欧州連合新産業戦略、日本科学技術・イノベーション基本計画など

特許庁の報道官は「新政権が未来戦略産業として育成することにした人工知能が『大韓民国の明日を変える発明技術』の1位に選ばれた」とし、「政府が経済再飛躍をけん引するためにサポートすることにした未来戦略産業に対する国民の支持を確認することができた」と述べた。続いて、「今後も知的財産に対する認識を向上させるために多様なコミュニケーションの場を作っていきたい」と付け加えた。

2-5 パブリシティー権の保護に向けた改正不正競争防止法の説明会を開催

韓国特許庁 (2022. 5. 31.)

芸能人の名前と顔、もはや勝手に使ってはいけません！

韓国特許庁は、「パブリシティー権（※）の保護に向けた改正不正競争防止法の説明会」を6月2日木曜日午後2時にソウルで開催すると発表した。今回の説明会は、有名人の肖像・氏名等を無断で使用し、経済的利益を侵害する行為を不正競争行為として規律する改正不正競争防止法の施行（2022. 6. 8.）を控えて、改正法に対する国民の理解を深めようとする積極行政の一環として企画された。

※名前や顔などが持つ経済的価値を商業的に利用できる権利

説明会は、改正法の意義と解説に対する世宗大学のチェ・スンジェ教授の主題発表を皮切りに、韓国音楽コンテンツ協会のキム・ヒョンスク所長が「パブリシティー権関連業界の現状」を、特許庁のヤン・インス不正競争調査チーム長が「特許庁行政調査制度の紹介」を発表する手順で行われる。その後、改正法をめぐる争点とそれに対する専門家のパネルディスカッションが行われる。パネルディスカッションは、延世大学のナ・ジョンガプ教授が座長となって、ソウル高等裁判所のキム・グァンナム高等裁判所判事、西江大学のパク・ジュヌ教授、KIM & CHANG 法律事務所のソン・チョヌ弁護士、韓国芸能制作者協会のソン・チョルミン本部長がパネルとして参加し、発表者と共に多様な争点について議論する予定である。

一方、改正不正競争防止法を代表発議した国民の力のイ・チョルギョ国会議員は、祝辞を通じて「今回の改正法は、有名人の努力に対するフリーライドに制裁が必要だという業界の意見に従ったものであり、パブリシティー権の法制化が文化コンテンツ産業の健全な発展のきっかけになることを願う」と述べた。

特許庁の産業財産保護協力局長は「いわゆる『パブリシティー権』に対する保護規定が韓国国内で初めて設けられたということから、改正法はとても特別な意義を持つ」とした上で、「特許庁は改正法が安定的に定着するよう最善を尽くしていきたい」と話した。

一方、説明会はオフラインとオンラインで同時に行われ、特許庁の公式 YouTube (※) チャンネルを通じて誰でも視聴できる。

※<https://www.youtube.com/user/kipoworld>

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 生分解性プラスチック関連特許出願、5年で2倍増加

韓国特許庁（2022. 5. 16.）

プラスチック廃棄物、生分解性プラスチックで解決！

新型コロナウイルス感染症拡大以降、使い捨てマスク、手袋、出前用包装材などの使い捨てプラスチックの使用量急増とそれに伴う環境と健康への致命的な影響のため、プラスチック廃棄物に対する悩みが深まっている。プラスチック廃棄物の根本的な問題を解決するために導入された代表的なものが、腐るプラスチック、つまり、生分解性プラスチックである。これは、微生物によって既存のプラスチックよりはるかに速く分解される。※韓国国民は平均 2.3 日当たり 1 枚のマスクを使用し、1 日 2,000 万枚、年間 73 億枚以上を排出すると推計された。（出所：国民権益委員会、2021 年）

コロナ禍の長期化によってプラスチック廃棄物が社会問題として浮上し、これを解決するためにプラスチックを生分解する技術の開発が着実に続いている。今後、生分解性プラスチック市場も急成長すると予想され、関連業界の関心も高まると期待される。

【世界の生分解性プラスチック市場の展望】

市場調査会社「360i リサーチ」によると、世界の生分解性プラスチック市場は、2020 年 51 億ドル（約 5 兆 6,814 億ウォン）から 2025 年 89 億ドル（約 9 兆 9,146 億ウォン）へと 2 倍近く成長するものと予測されている。

韓国特許庁によると、生分解性プラスチック関連特許出願がここ5年間（2016～2020）年平均18%増え、2016年97件から2020年190件へと5年で2倍近く増加した。出願人の国籍別出願比を見ると、内国人は最近5年間（2016～2020）着実に増加を続け、2016年78件から2020年158件へと2倍以上増加した一方、外国人は上下を繰り返している。特に、コロナの感染拡大が始まった2019年以降、外国人による出願は減少傾向にあるのに対し、内国人による出願は増え続けており、対照を成している。

出願人別の出願比を見ると（2016～2020）、企業による出願比が68%を占め、出願を先導している。個人（14%）と大学（12%）の出願比は類似しており、研究機関は5%を占めている。一方、個人による出願比は2019年11.7%から2020年18.9%に増加したが、これは、コロナ禍以降急増した使い捨てプラスチック廃棄物に対する個人の高まった関心が反映されているものと見られる。多出願順位は、LG化学（24件）、三養社（15件）、韓国化学研究院（14件）、ロッテケミカル（14件）、Kingfa Science & Technology（12件）、BASF（9件）の順で、企業と研究機関が特許権の確保に取り組んでいる。

最近4年間（2016～2019）主要出願人（多出願1～6位）が使用した生分解性プラスチックの原料を基準に見ると、エステル系47件（60.3%）、カーボネート系16件（20.5%）、これらを混合した混合系5件（6.4%）、その他10件（12.8%）と、エステル系が半分以上を占めている。出願人の国籍別エステル系出願比は、内国人が51.7%である一方、外国人は88.9%を占め、外国企業の技術開発がエステル系にはるかに多く集中していることがわかる。内国人の出願比も2016年31.3%、2017年53.8%、2018年40.0%、2019年71.4%と次第に増加しており、外国企業と同様に韓国企業の技術開発もエステル系に集中する傾向にある。

特許庁の高分子繊維審査課審査官は「最近、コロナ禍によって急増したプラスチック廃棄物に加え、世界的に強化されている使い捨てプラスチック使用への規制により、環境にやさしいプラスチックに対する必要性が一層拡大すると予想されるため、それに対する持続的な研究開発および特許権の確保が重要だ」と述べた。

5-2 日増しに普及しているキオスク端末、中小企業がけん引する！

韓国特許庁（2022.5.23.）

キオスク端末関連特許出願、最近10年間（2012～2021）年平均16%増加

40兆ウォンのキオスク端末市場（※）に大企業が我先にと参入している。昨年サムスン電子が「サムスンキオスク」を披露したのに続いて、今年4月にはLG電子も27インチの大型ディスプレイが取り付けられているキオスク端末を発売した。

※市場調査会社マーケットツアンドマーケットツ等が2021年時点世界のキオスク端末の市場規模を20～40兆ウォンと推計

キオスク端末の前の長蛇の列とたどたどしくスクリーンをタッチしながら注文する光景は見慣れている。新型コロナウイルス感染症の拡大でキオスク端末の普及が著しく増えていることを受け、大企業が市場参入に拍車をかけている一方、関連の特許出願も活気を帯びている様子である。

コロナ禍の影響で無人化技術の導入が増えていることに伴いキオスク端末の技術開発が促進され、新型コロナウイルス感染症の拡大で非対面機能を備えているキオスク端末に対する特許確保競争が激しくなっていることがわかった。

韓国特許庁によると、キオスク端末関連特許出願が最近10年間（2012～2021）年平均16%ずつ着実に増加しており、特に2018年を基点に急激に増えていると発表した。

キオスク端末に導入されている最新技術別の出願動向を見ると（2000～2021）、モバイルデバイスとの情報送受信を通じて決済を行う近距離無線通信技術が266件と最も多く出願された。次いで、ユーザーの顔や音声を認識し、物品の在庫管理をするための人工知能技術66件、指紋や虹彩などの生体情報を用いてユーザーの身元を識別する認証技術56件が代表的である。

出願人別の出願比を見ると（2000～2021）、中小企業が54%と特許出願を主導しており、個人26%、大企業10%、大学4%の順である。特許出願を主導している中小企業の中では、小企業（※）が52%、ベンチャー企業（※※）が34%と、イノベーション企業の特許出願が相次いでいる。

※中小企業基本法第2条による小企業のカテゴリに該当する企業

※※ベンチャー確認総合管理システム（<https://www.smes.go.kr/>）で確認できるベンチャー企業

韓国国内の多出願人の順位を見ると、ビズモデルライン26件、暁星TNS17件、サムスン電子14件、HANASIS11件、ipo.net11件の順となっており、多様な企業が出願していることがわかった。

【キオスク端末市場の見通し】

キオスク端末市場は、2022年に280億ドルの市場価値を得ると見られ、2032年まで795億ドルの価値に上ると予想される。

キオスク端末市場は、現在、スーパーマーケット、飲食店、コンビニエンスストアなどの小売業店舗の市場シェアが55%と大部分を占めており、これに対する需要の増加に伴ってさまざまな小型店舗でより自動化したシステムを見ることができるようになるであろう。

※Fact. MR、セルフサービスキオスクマーケット、2022

特許庁の制御機械審査課審査官は「大企業がキオスク端末市場に参入することで、主要な技術開発および特許の確保に向けた競争は一層激しくなる見通しだ」とした上で、「韓国企業がキオスク端末市場で新しいコメを創出するチャンスとして活用するためには、強力な知的財産権の確保が重要だ」と述べた。

5-3 合成皮革、動物福祉にエコを加える

韓国特許庁 (2022. 5. 30.)

合成皮革「エコ技術」の特許出願、年平均20%増加

動物福祉の観点から、天然皮革の代替材として注目されてきた合成皮革にエコブームが起きている。合成皮革の製造に使われる毒性化学物質と石油由来の材料のため環境汚染問題が台頭してきたが、それをエコ特許技術で克服しているわけである。

韓国特許庁によると、動物福祉への関心が高まり、合成皮革関連の特許出願全体は最近10年間（2010～2019）年平均14%増加し続けたことがわかった。そのうち「エコ技術」に関する特許出願は4件から20件へと5倍（年平均20%）増加し、さらに急激な成長ぶりを示した。エコ技術は、2009年革製品に対する有害物質安全基準が制定された以降と2015年改正以降の時期（※）に大幅に増加したことが明らかになっているが、これは、環境規制とエコに対する社会的関心の特許出願に影響を与えたものと解釈される。

※（2009年以降）2010年4件→2012年16件/（2015年以降）2016年7件→2018年34件

合成皮革の細部技術別の特許出願は（2010～2019）、天然皮革模倣技術（47%）、エコ技術（41%）、特異機能付与技術（8%）、ビーガンレザー製造技術（5%）の順となっている。天然皮革模倣技術は、年平均6%増加して毎年20件前後で着実に出願されており、最も多い出願率を占めている。細かい穴や凹凸を形成して天然皮革のように通気性、伸縮性を高めたり、超極細糸を用いて感触を向上させたりする技術などが出願されている。

特許出願全体の増加をけん引したエコ技術は、有機溶剤最少化技術（97件）、有害物質無添加技術（35件）、リユース/リサイクル技術（9件）、廃水発生防止技術（5件）の順で出願された。

特異機能付与技術には、合成皮革の用途に応じて、光と熱に強くて燃えない機能を追加した自動車内装材用技術、熱を素早く放出するスマートフォンケース用技術、多孔質粒子に抗菌剤が含まれている家具の外装材用技術などがある。

最近多くの関心を集めているビーガンレザー（※）製造技術は、2015年から年間5件前後で出願されており、ビーガンレザーの材料としては、パイナップルの葉、竹、バナナ、海藻エキスなどが使われている。

※ビーガンレザー：果物や葉のような植物性材料などを加工した合成皮革

出願人の類型別には、最近10年間（2010～2019）、大企業（35%）、中小企業（27%）、外国人（24%）、個人（10%）、大学・研究所（4%）の順となっている。韓国国内の主要な出願人としては、コーロン・インダストリーズ（50件）、LXハウシス（43件）、KURARAY（26件）、TORAY（17件）、コーロン・グロテック（14件）、DIC（13件）、現代自動車（12件）などがある。近年、大学・研究所の出願が増加しており、企業の参入と活発な技術開発によって合成皮革市場が一層拡大するものと予想される。

【世界の合成皮革市場の展望】

一方、世界の合成皮革市場は、2020年626億ドル（約80兆ウォン）から2027年853億ドル（約110兆ウォン）に成長し、年平均4.54%の成長率になる見通しである。

※Maximize Market Research「Global Industry Analysis and Forecast (2021～2027) Trends, Statistics, Dynamics, Segmentation by Type, Application, and Region」報告書

特許庁の住居基盤審査課審査官は「合成皮革の特許技術は動物福祉とエコともに考慮された『エコ合成皮革技術』を中心にさらに成長する」と予想されるとし、「合成皮革の材料、生産、廃棄まですべての過程が環境にやさしく行われるよう新しい技術の開発に力を入れなければならない」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム